

# ネットショッピングは よく考えてから！

その契約、  
ちょっと  
待った！



平成 26 年度、古河市消費生活センターに寄せられた相談は 821 件。そのうち 29 歳以下の若者の相談件数は 97 件で、全体の約 1 割強を占めています。

1 月～3 月は、若者向け悪質商法被害防止月間です。近年はスマートフォンの普及に伴い、トラブルも増えています。若者に多い、ネットショッピングの事例を紹介します。

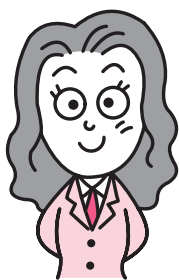
## 相談事例

ブランドのスニーカーをインターネットサイトで注文した。翌日「振り込み確認後、商品を送る」とメールが届き、指定された個人名の口座に代金を振り込んだ。

2 週間が過ぎても商品が届かないのでメールを送ったが、返事がなく電話番号も分からない。



## 古河市消費生活センターからの アドバイス



振り込んだ銀行と警察に相談しましょう。

前払いによるトラブルの9割以上の振込先は「<sup>きごう</sup>屋号(※)を含まない個人名の口座」で、その多くは、事業者への連絡方法がメールに限られています。メールによる連絡方法が絶たれると、事業者とのやり取りや返金交渉、被害の救済が困難になります。

商品を申し込む前や代金を振り込む前に、事業者の責任者・住所・電話番号・メールアドレスの確認をしましょう。

※屋号…個人事業の名称や店舗の名前(会社でいう会社名にあたるもの)。

「不安だ…」 「疑問だ…」 そう思ったら  
古河市消費生活センターへご相談ください

場 所 総和第2庁舎3階(商工政策課内)  
相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時

☎92-8811

出前講座を開催中です

『私はダメされない!』  
～消費者被害に遭わないために～  
消費者トラブルを防ぐために、  
正しい知識を身に付けましょ  
う。費用は無料です。